

一般社団法人ヘルスケアマネジメント協会 定款

平成28年 11月 16日作成

平成28年 11月 17日公証人認証

平成28年 11月 17日成立

# 一般社団法人ヘルスケアマネジメント協会定款

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人ヘルスケアマネジメント協会と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を広島市に置く。

(目的)

第 3 条 当法人は、企業における労働衛生とメンタルケアのための環境づくりと課題の解決を行い、健康経営の実現を図ることで、労働者の健康を保守し、企業の生産性を高め、健全な社会づくりに寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 労働衛生・メンタルケアに関するコンサルティング業務
- 2 労働衛生・メンタルケアに関する体制整備と導入支援
- 3 衛生推進者・衛生管理者の業務支援
- 4 労働衛生・メンタルケアに関する研修・企画及び運営
- 5 労働衛生・メンタルケアに関する社内指導員の育成
- 6 労働衛生・メンタルケアに関する専門職の派遣
- 7 相談希望者に対する健康相談・カウンセリング
- 8 労働衛生・メンタルケアに関する出版物の企画・制作及び発売
- 9 労働衛生・メンタルケアに関する行政機関、関連団体との連絡及び協力
- 10 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第 4 条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第 2 章 社員

(入社)

第 5 条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。  
2 社員となるには当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第 6 条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。  
2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第 7 条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき
- (4) 1年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 総社員の同意があったとき

(退社)

第 8 条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、やむを得ない事由がある場合を除き、1ヶ月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第 9 条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第 10 条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

### 第 3 章 社員総会

(社員総会)

第 11 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(開催地)

第 12 条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第 13 条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

- 2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第 14 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が主席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第 15 条 各社員は、各 1 個の議決権を有する。

(議長)

第 16 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第 17 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

## 第 4 章 役員

(員数)

第 18 条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 2 名以上 10 名以内
- (2) 監事 2 名以内

(選任等)

第 19 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときには、社員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 3 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

(任期)

第 20 条 理事の任期は、選任後 2 年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、就任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事・職務権限)

第 21 条 当法人は、代表理事 1 名を置き、理事の互選により定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(監事の職務制限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員報酬)

第 23 条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第 24 条 理事が、次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第 25 条 当法人は、役員一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第 5 章 基金

(基金の拠出)

第 26 条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第 131 条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第 27 条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第 28 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第 29 条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を

経た後、理事が決定したところに従って行う。

## 第 6 章 計算

(事業年度)

第 30 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 31 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(剰余金の分配の禁止)

第 32 条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

(残余財産の帰属)

第 33 条 当法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、これを広島県に帰属させる。

## 第 7 章 附則

(最初の事業年度)

第 34 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

(設立時の理事、代表理事及び監事)

第 35 条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時代表理事	振 本 恵 子
設立時 理事	公 文 ユ カ
設立時 理事	谷 一 善
設立時 理事	有 馬 猛 夫
設立時 監事	国 府 方 あ かり

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第 36 条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

..... 個人情報のため省略.....

(法令の準拠)

第 37 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

平成 28 年 11 月 16 日